公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時支援金（バス、鉄道、航路）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、燃料油価格高騰の影響を大きく受ける公共交通等事業者の事業継続を支援するための一時支援金（以下「支援金」という。）の交付等に関して必要な事項を定める。

（交付対象者、支援金の額）

第２条　支援金の交付対象者及び支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請、請求）

第３条　支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

（交付の決定）

第４条　知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うこととする。

(1)　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員

(2)　暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に掲げる者

２　知事は、交付決定をする場合において、当該支援金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付するものとする。

３　知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、支援金交付決定通知書（様式第２号）により当該支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第５条　前条第３項の通知を受けた者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は申請の取下げをすることができる。

２　前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（交付）

第６条　知事は、第４条第１項の規定により交付決定をしたときは、当該交付申請者に対し速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第７条　知事は、第４条第１項の規定による交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3)　偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(4)　暴力団等であるとき。

(5)　廃業により、令和７年３月31日まで事業を継続することができないとき。

(6)　処分等により、令和７年３月31日までに保有する車両（船舶）が減少し、支援金の算定に使用した車両数（船舶数）を下回ることとなったとき。

２　知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を支援金交付決定取消通知書（様式第３号）により当該交付申請者に通知するものとする。

３　知事は、第１項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該決定の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

４　知事は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することがある。

（加算金及び遅延利息）

第８条　前条第１項第１号から第４号の規定により支援金の返還を命じられた交付申請者（以下「返還義務者」という。）は、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95％の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

２　返還義務者は、返還を命じられた支援金を期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95％の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

２　知事及び交付申請者は、支援金の交付等に関して国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附　則

（施行期日）

　　この要綱は、令和６年12月27日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象者 | 支援金の額 |
| 道路運送法第４条の許可により運行する乗合バス事業者  ただし、公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、県外高速バスは除く | 車両数（※１）×12,000円 |
| 地域鉄道事業者（北条鉄道、智頭急行、WILLER TRAINS） | 車両数（※１）×49,000円  ただし、智頭急行、WILLER TRAINSについては、上記に兵庫県域の負担割合（※２）を乗算した金額（千円未満切捨）とする。 |
| 海上運送法第３条の許可により運航する生活航路事業者 | 船舶数（※１）×116,000円 |

（※１） 車両数(船舶数)は、申請日時点において県内の一般乗合旅客自動車運送事業、鉄道事業、一般旅客定期航路事業に使用する車両(船舶)のうち、下記に掲げるものを除いた数を上限とする。

　　(1) 専ら公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、停留所のすべてが兵庫県外の乗合バス、停留所（航路）のいずれかに兵庫県外を含む高速バス・定期航路に使用する車両(船舶)

　　(2) 減便や故障等により実態として稼働していない車両(船舶)

なお、申請後、令和７年３月31日までに処分・廃業等により保有する車両(船舶)が減少し、支援金の算定に使用した車両数(船舶数)を下回る場合には、当該下回った車両数(船舶数)分を返還すること。

（※２）兵庫県域の負担割合

(1) 智頭急行に対する兵庫県域の出資率の計（26％）

(2) WILLER TRAINSに対する宮津線路線割合（11分の８）に兵庫県域の出資率の計（7.6％）を乗じた割合

様式第１号（第３条関係）

**支援金交付申請書兼請求書**

　　 　第　 号

年　 月 　 日

兵庫県知事 様

　　　　　　　　　 住　　所

　　　　　　　　　 団 体 名

代表者名

電　　話（　　）　　　－　　　　番

電子メール

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　発行責任者 氏　　名

　　　　　　　　　　　 　　　 　電　　話　（　　　）　　　－

　　　電子メール

　　　　　　　　　　 　　　　　　　　担　当　者 氏　　名

　　　　　　　　　　　 　　　 　電　　話　（　　　）　　　－

　　　電子メール

公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時支援金（バス、鉄道、航路）交付要綱第３条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　交付申請・請求額　　　　　金　　　　　　　　　　円

　　〔内訳　　　　　　　　（両、台、隻）×　金　　　　　　　円〕

２　誓約事項（以下の誓約事項を確認のうえ、□欄に☑を記載（入力）してください。

□　当社は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団、又は同条第３号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

□　当社は、暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

□　当社は、知事が前２項を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて異議を述べないことを誓約します。

□　当社は、支援金の使途に関し、暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずることを誓約します。

□　当社は、令和７年３月31日まで一般乗合旅客自動車運送事業、鉄道事業又は一般旅客定期航路事業のいずれかを継続し、上記車両数を県内の営業所で稼働し続けることを誓約します。

□　当社は、これら各項のいずれかを満たしていないことが判明した場合、及びこの申請が虚偽の申告であることが判明した場合に、支援金の返還及び加算金・遅延利息の支払いを命じられたときは、これに異議なく応じること、また賠償ないし補償を求めないことを誓約します。

３　振込先口座

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | |
| 支店名 |  | | |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 口座種別 | 普　通　・　総　合　・　当　座 | | |
| 口座番号 |  | | |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

様式第２号（第４条関係）

**支援金交付決定通知書**

　　 　第　 号

年　 月 　 日

（申請者名）　　様

兵庫県知事

担当課名及び担当者名

電　　話（　　）　　　－　　　　番

電子メール

　　　年　　　月　　　日付け　第　　　　号により申請のあった公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時支援金については、金 　　　　 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

１　交付申請者は、支援金交付要綱に従わなければならない。

２　交付申請者は、次の各号のいずれかに該当すると認められ、この交付決定の全部又は一部を取り消され、支援金の返還を命じられた場合には、支援金交付要綱第８条に定める加算金及び遅延利息を含めて、県に納付しなければならない。

(1)　支援金交付要綱の規定に違反したとき。

(2)　交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3)　偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(4)　暴力団等であるとき。

(5)　廃業により、令和７年３月31日まで事業を継続することができないとき。

(6)　処分等により、令和７年３月31日までに保有する車両（船舶）が減少し、支援金の算定に使用した車両数（船舶数）を下回ることとなったとき。

様式第３号（第７条関係）

**支援金交付決定取消通知書**

　　 　第　 号

年　 月 　 日

（申請者名）　　様

兵庫県知事

担当課名及び担当者名

電　　話（　　）　　　－　　　　番

電子メール

　　　年　　　月　　　日付け　第　　　　号により申請のあった公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時支援金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　支援金額 　　　　 円を取り消す。

（取消しの理由）